

本省、各地方運輸局、神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局 同時発表

平成 31 年 4 月 19 日  
関東運輸局海上安全環境部**「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施！**

～全国のマリーナ・漁港等でのパトロール、周知・啓発活動を行います～

国土交通省海事局は、警察庁、海上保安庁、日本小型船舶検査機構などの協力を得て、小型船舶の海難事故削減に向けた取組みとして、マリーナ・漁港等でのパトロール指導、リーフレットの配布等による周知・啓発活動を行う「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施します。

我が国の周辺では、毎年2,000隻近くの船舶事故が発生しており、その7割以上が小型船舶によるものです。

特にゴールデンウィーク前から初秋にかけては、例年、小型船舶の事故が多発していることから、平成19年度より「小型船舶に対する安全キャンペーン」を実施しており、昨年度は、関東運輸局管内では、マリーナ・漁港等約80箇所で小型船の所有者や旅客船運航事業者などを対象に周知・啓発活動を実施し、1000隻以上の確認を行いました。

## 記

## 1. 実施期間

平成 31 年 4 月 22 日（月）から 8 月 30 日（金）まで

## 2. 取組み内容

(1) マリーナ・漁港等でのパトロール指導、リーフレットの配布等による周知・啓発  
＜指導内容＞

- ① ライフジャケットの適切な着用・備付けに係る周知<sup>※</sup>
- ② 発航前検査の実施など小型船舶操縦者の遵守事項の徹底
- ③ 船舶検査の適切な受検の確認・案内
- ④ 小型船舶操縦士免許の適切な受有の確認・案内 等

※) 平成 30 年 2 月から全ての小型船舶の乗船者にライフジャケットの着用が義務化されています。

(2) 川下り船に対する、「川下り船の安全対策ガイドライン」に基づく安全指導

(3) 小型旅客船に対する、消防設備及びライフジャケットの適切な備付け等に関する安全指導

## 3. 実施主体

関東運輸局、各運輸支局及び各海事事務所の職員<sup>※</sup>

※) 警察庁、海上保安庁、日本小型船舶検査機構などの協力を得ながら実施。

## ＜問い合わせ先＞



関東運輸局海上安全環境部

船舶安全環境課

運航労務監理官

船員労働環境・海技資格課

FAX

藤田・國下 (045-211-7225)

永野・横田 (045-211-7230)

相沢・飯村 (045-211-7232)

(045-201-8794)

配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門誌